中小企業信用保険法第2条第5項第4号(セーフティネット保証4号) 認定申請に係る必要書類について

1 必要書類

認定申請書 1部(原本)

- ※1 申請者の住所欄には、個人事業者は主たる事業所の所在地を、法人の場合は事業実態のある事業所の所 在地を記載してください。
- ※2 認定申請の際に個人で氏名を自署する場合、押印を省略することができます。
- ※3 認定申請書様式の選び方について(減少率:20%)

4	通常様式	(最近1ヶ月の実績とその後2ヶ月の見込みを含む3ヶ月の比較)	様式第4一①	
号				
	創業者等 (業歴が3ヶ月以上1年1ヶ月未満の前年実績のない創業者や、店舗拡大及び業容拡大に。			
	運用緩和	り前年比較が困難な中小企業者用)		
	様 式	(1)最近1ヶ月と最近3ヶ月比較	様式第4一②	
		(2)令和元年12月比較	様式第4一③	
		(3)令和元年10~12月比較	様式第4一④	

2 添付書類等

- ・登記事項証明書(法人の場合) ※写しも可
- ・直近の確定申告書の写し、又は営業許可証等の写し(個人事業主の場合) ※いずれも事業所の所在地が町内であることが確認できるもの
- ・申請書に記載する売上高等の確認ができるもの(試算表、売上台帳、売上高確認表等)

3 留意事項

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 町長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です(※令和2年5月1日から令和2年7月31日までに発行された認定書の有効期間については令和2年8月31日までとします)。

【申請・お問合せ先】

板柳町産業振興課 地域振興係 電話:0172-73-2111 (内線 320) FAX:0172-73-2120

※受付時の内容確認等のため、原則持参していただきますようお願いします

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(セーフティネット保証5号) 認定申請に係る必要書類について

1 必要書類

認定申請書 1部(原本)

- ※1 申請者の住所欄には、個人事業者は主たる事業所の所在地を、法人の場合は事業実態のある事業所の所 在地を記載してください。
- ※2 認定申請の際に個人で氏名を自署する場合、押印を省略することができます。
- ※3 認定申請書様式の選び方について(減少率:5%)

5	通常様式	(直近3ヶ月の実績と前年3ヶ月の	実績の比較)	様式第5-(イ)-②'
号	認定基準	(最近1ヶ月の実績とその後2ヶ月	様式第5-(イ)-⑤'	
7	緩和様式			
)	創業者等 (業歴が3ヶ月以上1年1ヶ月未満の前年実績のない創業者や、店舗拡大及び業容拡大により			
	運用緩和	運用緩和 前年比較が困難な中小企業者用)		
	様 式	単一業種の事業を行っている、又	(1)最近1ヶ月と最近3ヶ月比較	様式第5-(イ)-⑩'
		は複数の業種を行っている場合	(2)令和元年12月比較	様式第5-(イ)-⑪'
			(3)令和元年10~12月比較	様式第5-(イ)-⑫'

2 添付書類等

- ・登記事項証明書(法人の場合) ※写しも可
- ・直近の確定申告書の写し、又は営業許可証等の写し(個人事業主の場合) ※いずれも事業所の所在地が町内であることが確認できるもの
- ・申請書に記載する売上高等の確認ができるもの(試算表、売上台帳、売上高確認表等)

3 留意事項

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 町長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です(※令和2年5月1日から令和2年7月31日までに発行された認定書の有効期間については令和2年8月31日までとします)。

【申請・お問合せ先】

板柳町産業振興課 地域振興係 電話:0172-73-2111 (内線 320) FAX:0172-73-2120

※受付時の内容確認等のため、原則持参していただきますようお願いします

中小企業信用保険法第2条第6項(危機関連保証制度) 認定申請に係る必要書類について

1 必要書類

認定申請書 1部(原本)

- ※1 申請者の住所欄には、個人事業者は主たる事業所の所在地を、法人の場合は事業実態のある事業所の所 在地を記載してください。
- ※2 認定申請の際に個人で氏名を自署する場合、押印を省略することができます。
- ※3 認定申請書様式の選び方について(減少率:15%)

危	通常様式	(直近1ヶ月の実績とその後2ヶ月の見込みを含む3ヶ月の比較)	様式第6一①	
機				
関	創業者等	(業歴が3ヶ月以上1年1ヶ月未満の前年実績のない創業者や、店舗拡大及び業容拡大により		
連	運用緩和	前年比較が困難な中小企業者用)		
保	様 式	(1)最近1ヶ月と最近3ヶ月比較	様式第6一②	
証		(2)令和元年12月比較	様式第6一③	
		(3)令和元年10~12月比較	様式第6一④	

2 添付書類等

- ・登記事項証明書(法人の場合) ※写しも可
- ・直近の確定申告書の写し、又は営業許可証等の写し(個人事業主の場合) ※いずれも事業所の所在地が町内であることが確認できるもの
- ・申請書に記載する売上高等の確認ができるもの(試算表、売上台帳、売上高確認表等)

3 留意事項

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 町長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です(※令和2年5月1日から令和2年7月31日までに発行された認定書の有効期間については令和2年8月31日までとします)。

【申請・お問合せ先】

板柳町産業振興課 地域振興係 電話:0172-73-2111 (内線 320) FAX:0172-73-2120

※受付時の内容確認等のため、原則持参していただきますようお願いします